

世田谷区保育所等における安全対策支援事業補助金 Q&A 【令和6年5月20日時点】

No.	Q	A
1	この補助事業（補助金）はいつまで実施しますか。	現時点で、令和6年度に限り実施する予定です。 なお、令和7年3月31日までに契約・購入（委託）・支払が完了している対象経費が補助対象となります。
2	新たに導入した安全装置や機器等のリース料やランニングコスト等は、補助対象となりますか。	新たに導入した安全装置や機器等のリース料やランニングコスト等は、令和6年4月1日（補助申請前を含む）から7年3月31日までの分に限り、補助対象となります。
3	AEDの収納ボックス等の付属品や、サポート料等も補助対象となりますか。	AEDの収納ボックス等の付属品や、サポート料等も補助対象となります。
4	既存の機器やシステムを更新したり、買い替えたりした場合、その導入費用等は、補助対象となりますか。	新たに機器やシステムを導入した場合のみ、その導入費用等は補助対象となります。
5	誘導員を設置した場合等にかかる人件費は、補助対象となりますか。	左記のケースを含め、今回の補助金においては、いずれの項目においても、人件費は補助対象外となります。
6	物品の購入に伴う施設への送料は、補助対象となりますか。	物品の購入に伴う施設への送料は、補助対象外です。
7	振込手数料やクレジット会社への手数料は、補助対象となりますか。	振込手数料やクレジット会社への手数料は、補助対象外となります。